

平成 27 年 6 月分の
児童手当（特例給付を除く）を
受給される方に対して、
児童 1 人につき
3,000 円
が支給されます。

申請を忘れずに 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引上げの影響を踏まえ、子育て世帯に臨時特例的な給付措置として支給されます。
申請書は、児童手当の現況届とあわせて送付します。



支給要件

支給
対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当を受給される方
※特例給付（児童手当の所得制限を越える方）に該当となる方は対象外です。
※児童手当の認定請求等を行っていない方でも、支給される場合がありますので、子ども係窓口にご相談ください。
※児童福祉施設等に入所している児童等についても、子ども係窓口にご相談ください。
※公務員の方は、基準日現在の住所地から支給されます。

対象児童

平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童

支給額

対象児童 1 人につき 3,000 円

基準日

平成 27 年 5 月 31 日

申請方法

申請期間

6 月 1 日（月）～ 11 月 30 日（月）

提出書類

申請書（児童手当の現況届とあわせて送付します。）

※児童手当または平成 26 年度子育て世帯臨時特例給付金振込口座以外の口座を希望される方は、次のものを添付してください。

- ・申請者の本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等）の写し
- ・受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

申請先
問合せ

子育て推進課子ども係
（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）

※平成 27 年度臨時福祉給付金については、8 月頃にお知らせする予定です。
問合せ）福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

児童手当の現況届をお忘れなく



児童手当等の現況届は、6 月 30 日までに必ず提出してください。

現況届は、児童手当等を引き続き受給する要件を確認する大切な手続きです。5 月末まで児童手当を受給されていた方へ、6 月 1 日に現況届を送付します。お手元に届かない場合は、連絡ください。

なお、公務員の方は、勤務先での手続きとなります。
※未提出の方は、6 月分以降の児童手当等が受給できなくなります。

※未提出のまま 2 年が経過すると、時効となり児童手当等が受給できなくなりますので、ご注意ください。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑（スタンプ印除く）
- ・家族全員の健康保険証の写し
- ・児童手当用所得証明書

（平成 27 年 1 月 2 日以降に当別町に転入された方は、平成 27 年 1 月 1 日現在の住所地から平成 27 年度（平成 26 年分）児童手当用所得証明書の交付を受け、添付してください。）

※その他必要に応じて提出していただくものもあります。

▼提出・問合せ 子育て推進課子ども係
（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）